

公民館活動団体における事例検討 まとめ

1. 障がい者団体の検討

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1		5	2			7			大よその方向性一致		
事例2		5	2						大よその方向性一致		

2. 補助金交付団体の検討

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1	3	3	1		2	4			回答が割れたため議論必要	・老人福祉センター（高齢者いこいの部屋）は無料が原則。 ・悠友クラブは補助金交付団体であり、使用料を徴収すると、行って来いになってしまうため、免除が妥当。 ・悠友クラブに関しては会費の有無等も含め、担当に確認する。（市）	
事例2	3	1	3		5				回答が割れたため議論必要	・町会自治会が集会施設を使用する場合は、使用料を支払っている。公民館も有料が妥当。 ・補助金交付の有無は考慮する必要はない。有料が妥当。 ・住民自治の視点から見ると、地域づくりや防災など、公民館と町会自治会は協力、連携し関係性を構築することが重要である。	
事例3	1	2	4		6				大よその方向性一致		
事例4			7		4	2			方向性一致		

3. ボランティア活動、地域福祉活動

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1			7		3	4			方向性一致		
事例2			7		4	2	1		方向性一致		
事例3	5	2				1	1		大よその方向性一致		

4. NPO法人、社会福祉法人、自主勉強活動

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1	2	4	1		6				回答が割れたため議論必要	・NPO法人であることを要素・要因（以下「ファクター」という。）にすべきではない。会費の月額をもって有料、減免を判断した。 ・他市では、NPO法人、社会福祉法人であることをもって減免の要件としている事例もある。 ・会費をファクターとすると、適切な事務執行に支障をきたす懸念がある。 ・団体情報の公開、非公開は有料、減免のファクターになり得る。	
事例2		1	6		4	2			大よその方向性一致		
事例3	4	4			4	1			回答が割れたため議論必要	・法人格を持たない団体の取扱いについては、公益性、公共性の有無など、活動内容の把握が必要である。 ・会費等の有無は確認する必要がある。公民館以外でも活動しているため、会費を徴収している場合もあるのではないか。	

5. 保護者会、マンション管理組合

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1	3	3	1		2		2	1	回答が割れたため議論必要		
事例2	6	1			2		2		大よその方向性一致		

6. 講師あり（習い事（成人））

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1		1	6		3	2	1		大よその方向性一致		
事例2	6	1			1		1		大よその方向性一致		
事例3	6	1			1		2		大よその方向性一致		

7. 講師あり（習い事（子ども））

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1	6	1						2	大よその方向性一致		
事例2	7							2	方向性一致		
事例3	6	1							大よその方向性一致		

8. 講師なし（趣味活動）

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1		1	6					6	大よその方向性一致		
事例2	7								方向性一致		
事例3	7								方向性一致		

9. 市外構成員多数、主催講座からの団体、未登録団体

No.	有料	減額	免除	無料	公益	包摂	地域	萌芽	事務局見解	第12回公運審意見	第14回公運審意見
事例1	7								方向性一致		
事例2	4		3					3	回答が割れたため議論必要		
事例3	7								方向性一致		